

# 日本文理高等学校野球部後援会 会則

## 第1条 名称及び事務局

1. 本会の名称は、日本文理高等学校（以下文理高）野球部後援会と称する。
2. 本会の事務局を、事務局長宅内に置く。

## 第2条 目的

1. 本会は文理高野球部の後援を主とし併せて、会員の親睦を計ることを目的とする。

## 第3条 会員の資格

1. 本会の会員は、文理高野球部に在籍した生徒の保護者 OB で構成する。
2. 本会の入会は、文理高野球部である生徒が文理高を卒業と共にその保護者が自動的に入会するものとする。なお、入会后4年を経過した段階で会員の資格を失う。
3. 本会の趣旨に賛同し、役員会の承認があれば特別会員（個人、法人会員）として会員の資格を得ることができる。

## 第4条 会費

1. 本会の会費は、1名年間10,000円とする。
2. 本会は、特別会費を徴収する場合がある。（特に文理高野球部が甲子園に出場の際は、役員会において決定する。）

## 第5条 会議

1. 本会の会合は次の通りとする。  
総会（原則、年1回行うものとする。会計報告は毎年度行う。）  
役員会（必要に応じて、適宜行うものとする。）  
臨時総会（必要に応じて、役員会が招集する。）
2. 総会の開催等については、役員会で決定し会長が招集する。

## 第6条 役員

1. 本会の役員構成及び責務は、次の通りとする。  
会長（1名） 本会の代表責任者で、すべての会合を招集しその最終決定権を持つが総会又は役員会の承認を得なければならない。  
副会長（若干名） 会長を補佐して会長がその責務を執行できない場合は会長を代行する。

幹事（若干名） 会長、副会長の職務を助け、会員の相互間の連絡にあたる。

会計（若干名） 会員及びその他からのすべての金銭を受領し、役員会の指示によってのみ、支払いを行いその報告をしなければならない。

監査（若干名） 会計の収入・支出を監査し、その報告書を承認する。

事務局（1名） 本会の事務全般に渡る、職務を担当する。

顧問（若干名） 役員会の承認により選出される。

#### 第7条 役員を選出及び任期

1. 本会の役員は、会員の推挙により選出する。
2. 任期は、2年間とするが再任は妨げない。
3. その他必要事項については、内規で定める。

#### 第8条 会計

1. 本会の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 内規

1. この内規は、会則第7条にもとづき、役員を選出及び任期について定める。
2. 会長・事務局を除く役員は卒業期より三年間の中より選出する。（今年度卒も含）
3. 任期について、幹事の任期は5年間とするが再任は妨げない。
4. その他 内規の改正については、役員会で決定する。

#### 附則

1. 本会則は、平成3年7月7日より効力を発する。
2. 平成20年4月1日会則の一部変更。
3. 平成30年10月31日会則の一部変更(会計年度変更)
4. 令和4年4月1日会則の一部変更(会計年度変更)